

区分	意見の概要	本市の考え方・対応
4. 設置するのに適当でないエリア	斜面を抱えた「住宅専用地域」は、設置に不適格なエリアとして規定すべきかと考えます。	法令等で規制されているエリア以外について、本ガイドラインでは、5. 施設の適正な設置 (3) 施工に当たって配慮すべき事項 (オ) 市街地に設置する場合の配慮 にて、斜面を抱えた住宅専用地域のみならず、市街地や住宅密集地等では事前に事業内容を地元関係者に十分説明し、理解を得た上で必要な対策を講じることを求めています。